

令和3年度 第6回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年9月10日(金) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 倉吉交流プラザ 2階 第1研修室

3 出席委員 (27人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第34号 競売買受適格証明願について

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 梶本 幸敬

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第6回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。12番 山下委員、13番 筏津委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は全員出席でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第6回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案の1ページ農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページのとおり2件の申請でございます。番号1は贈与、番号2は売買による所有権移転でございます。下限面積は備考欄に記載のとおりで、許可要件を満たしていると考えております。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案の4ページでございますが3件の申請がございます。番号1は〇〇〇地内における宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途地域、第1種中高層住居専用地域に指定されております。第3種農地に該当し原則許可でございます。番号2は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は概ね10ヘクタール規模の広がりのある集団農地にありますので、第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。番号3は〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は管理設道路沿道の区域にありますので、農地区分は第3種農地に該当し原則許可でございます。

議案第33号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については6ページのとおり1件の申請でございます。〇〇地内の農地で20年以上の非農地状態が認

められる事案でございます。

議案第34号 競売買受適格証明願についてということで、8ページのとおり3条の買受適格者証明の申請が1件出ております。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。11ページから15ページのとおり13件の利用権設定の申し出と、16ページのとおり所有権移転が1件ございます。本日の議案は以上でございます。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 ありがとうございます。それでは早速議事に入らせていただきます。議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては本日午前11時より、当番委員であります筏津委員、藤原委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して藤原委員より報告をお願いします。

藤原推進委員 はい、推進委員の藤原でございます。4ページにございます案件が3件ございますけれども、上のほう3筆ございます申請番号1番ですけど、その中の地番〇〇〇-〇これについては草刈りがしていない状況でございます。協議いたしまして草刈り後の許可ということで案件を協議させていただいております。その他については異議等はございませんでした。以上です。

議長 はい、只今報告がございましたとおり〇〇〇の件でございますが、草がぼうぼうと放っておりまして畦草もたくさん生えておりまして、この状態では先月の事案と変わらないということで本日は承認をしないということで。後日草をきれいに刈った状態でもう一度確認して、実行されておれば承認するという立場を取りたいということにしておりますが皆さんのご意見、ご質問ございませんか。

9番 9番 鐵本です。3番目の管理設というのはこれは下水管が入っているという意味ですか。

議長 はい、事務局。

事務局 下水管と上水管と2つ以上です。両方入っているという意味です。

議長 その他ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは議案第32号につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第33号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きましてそれでは議案第33号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、この案件につきましては該当の委員がおられます。田倉推進委員の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議長 それでは田倉委員が退席しましたので、委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても、本日、午前11時00分より、先程の当番委員であります6名で現地の調査に行っておりますので代表して藤原委員より報告をお願いします。

藤原推進委員 はい、6ページの案件でございますけれどもこれについては問題はありませんでした。

議長 只今報告のあったとおり何ら問題はないということでございます。質問はありますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。それでは承認と致しますので、田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議長 田倉委員へ只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。以上で第33号につきましては承認とさせていただきます。

議案第34号 競売買受適格証明願について

議 長 それでは議案第34号 競売買受適格証明願について委員の皆さんにお諮りいたします。事務局より説明してください。

事務局 議案の8ページでございます。今回は3条の買受適格者証明ということで、農地を3条で購入されるにあたってまず競売に参加する資格を証明するものでございます。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇〇〇、現況が田 1, 132㎡。申請人は〇〇の〇〇〇〇であります。耕作面積は12, 883㎡、労働者数、耕作者数は1人でございます。申請地における下限面積は30アールで、耕作面積はこれをクリアしておりますので3条の要件を満たしております。以上でございます。

議 長 只今説明ございました議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは議案第34号について、賛成の方の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第35号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。13ページ番号6番は5番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 13ページ番号6番、〇〇〇の3筆3, 189㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、吉村委員の案件について事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続いてその他の案件について審議を行います。事務局より説明をしてください。

事務局 11ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は37,808㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11ページから15ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして16ページ、所有権移転関係が1件ございます。所有権の移転を受ける者、○○○○○○○○の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。所有権を移転する者、○○の○○○○さんでございます。移転する土地は○○の4筆合計4,196㎡の田でございます。対価は1,450,000円、10アールあたりですと34.5万円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、17ページから18ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、19ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、議案第35号について説明がございました。全体について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それでは挙手に入ります。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。賛成多数ということで承認といたします。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

- 議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について。
- 事務局 別冊の2ページでございます。(1)は〇〇〇が発注する工事に伴う一時転用で、令和3年度〇〇地区単県斜面崩壊復旧工事に伴う残土の仮置場として使用するものでございます。転用期間、届出地につきましては以下に記載のとおりでございます。
- 議 長 続きまして(2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。
- 事務局 3ページになります。あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は5件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。
- まず1番は相談者が〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇〇〇の畑でございます。相談内容は賃貸借、使用貸借となっております。
- 続きまして4ページ2番目は〇〇〇〇さんで〇〇、〇〇〇の農地で水田となっております。相談内容は賃貸借ということであります。
- 6ページ3番目は〇〇〇さんです。〇〇〇〇〇の水田であります。相談内容は使用貸借でございます。連絡先は、相談者の〇で記載のとおりとなっております。
- 続きまして7ページ、4番目は〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇〇の水田でございます。相談内容は賃貸借、使用貸借ということでございます。
- 5番目は相談者が〇〇〇〇さん。スイカ、カブを作付予定で、利用可能なハウス施設を探して欲しい、骨だけでもいいので。〇〇から〇〇までの〇〇沿いの周辺を希望との相談でございました。以上、あっせん委員の選任についてよろしく願いいたします。
- 最後ですけれども、あっせんに来られた際今回は農地パトロールがNHKのほうで放映されてその影響もあり、申し込みされた方の一部はテレビを見てというお話しがありましたので、この場を借りて報告させていただきます。以上です。
- 議 長 テレビはよう映ったもんで、こりゃ頼まないけんわいって思ってどうも来たようです。あんまり余分なことはしゃべっとらんだけど。いっぱい質問されてカメラに向かって答えてくださいってということで、びくびくしとったですけども。そういうことで。
- ここのあっせんの1番目の〇〇、〇〇ですので藤井さんと鳥飼さんしかおられないんじゃないかと。3番目と4番目も一緒ですので3件をまとめてお願いしたいと思います。
- それから2番目の〇〇〇については〇〇地区ですので、これはどなたでしょうか。
- 1 2 番 2番目は数馬委員が作るそうです。
- 議 長 数馬委員がこれを全て作る。

18番 はい。

議長 なら、あっせんはせんでもええと。はい、よろしく。なかなかええ田んぼだ
で、これな。そういうことで。

5番目、これは〇〇〇はよう知っとるですけれども。新規就農で奥さんと2
人ともう1人のおじさんと3人で〇〇〇のハウス、私が世話した田んぼの中の
ハウス、〇〇の〇〇〇〇のハウスとそれから〇〇のところの畑を頑張って作っ
ておるようございまして。松本委員、〇〇〇のところの〇〇さんが作ったハ
ウスが空いとるみたいだけでも。貸してもええか。

14番 〇〇さんが契約切れになっとるだな。

議長 もう辞めちゃって〇〇に勤めとるみたいだけ。

14番 〇〇〇の辺にハウスの作ってないのをよう見かけるだけど。これ見ると、利
用可能な骨だけでも可能って書いてあるし、〇〇っていうかあの辺。ちょっと
用事があつてうろうろしたら、空いとるハウスが結構そのままの、まだ使える
ようなのが。ひよっとしたら藤原委員なんかよう知っとられんかな。〇〇の側
のあの辺。

藤原推進委員 空いとるっていうより、木が生えとる。

議長 結局ね、骨があつたら自分でビニール買って張って作りたいだ。〇〇〇のハ
ウスも自分がみんな張ってスイカ作っとります。〇〇の〇〇さんのところをち
よっと家の裏に下りないけんが、まあカブを作ったりスイカ作ったりしとった
けど。それでこの間会ったときに聞かないけんと思つてたけども。

14番 〇〇のおばあちゃんもスイカ作とっただけな、親父も。

議長 そんなが亡くなってハウスが空いて、それでその後入って作るって。ちょ
っと話してみて。

14番 そんなはええけど私が言った件は、だけ〇〇関係は関係ないか。間に入っ
とりやせん。

議長 〇〇は関係ないと思うな。あの上はね下の方も同体事業やとる所だけ、す
べて。〇〇〇のあそこらぼんぼんって、山の谷の水を持って上がってしとる
だけ、水をな。どこ聞きゃええかな、農林課かな。まあ、持ち主を調べてみて
な、使いなつてもええって言えば世話してもええし。まあ、〇〇から近いけ、
あんたがしてあげてな。農業委員会で台帳調べて、航空写真があるだろうけ。
それで地主側から話せないけんけ。

全体のその他の項について何か皆さんの方ではありませんか。はい、鐵本委員。

9番 鐵本です。ちょっと事務局にお尋ねします。3条の許可で私も経験があるだ
けど、もらうって言った人が体の調子が良うないけもらうの止めたっていうこ

とになって、ちょっとやっちゃもっちゃしとったことがあったんですけど。3条許可出して、双方が揃って取り下げたってせん限りずっとそういうのは有効のままになるということなんでしょうか。その辺を。3条の許可を出しました、ところがその一方が病気だとか、都合がよいけん買うの止めたと。体調悪いけ買ってようせんけ、ってなっちゃったんで、かなりやっちゃもっちゃしたことがあったんですよ、〇〇の方で。それで私が間に入ってわあわあ言うわけにならん話で、まあ、許可を出したら双方が取り下げをせん限りそのまま有効という解釈でいいんでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事務局 正確には調べないといけないのかもしれませんが、私の頭の中では有効です。有効で間違いないです。どちらかが亡くなったりという事実があれば、それがどうかは読んでみないと分からないですけども、どちらも生存されているので取り消しか取り下げかどちらかを出さないと有効でございます。以上でございます。

9 番 分りました。例えば、そうするまでに死んだ場合には相続人さんがその遺志を活かせばいいということになれば、そのままですね。相続関係でいけるかどうかということが出てくるかもしれないけど、ちょっと難しい問題があります。

それから農地法4条で自分の土地を自分がこういうふうにしますって言って、都合がなかなかあれだからってしないでずっと置いている人もなかにはあります。〇〇〇〇〇〇に、これいつ頃のやつかいなって例えばね20年前だとか相当前の分が出てくる。家にひつついたところの畑とかを出してたけど、事業しないままだったけど、この度するからと4条を実行して地目を変えると。その当時の事務局では出しとるもんだだけ、特に事情も大きく変わったんでないからということで有効でそのまま活かしたとという話だったと。これはまだ自分のものだから。5条になるとね、相手さんがあって親子とかなんとなんかならええけども、相当もめちゃうんだらうと思うんですよ。で、こういう関係で事業が煮詰まるからもう止めようというふうな例が倉吉市であるのでしょうか。もしそんな例があったとして、今日答えられなかったら次回に、5条の申請の転用の。その途中で売った方はあれだけ、買う方がね資金繰りだ、やれ状況が変わった。で、もうできんからずっと置いちゃうというふうなことになるだとか、止めたとかもめるようなことがあったら、今日でなくていいですからその対応を教えてください。

事務局 ちょうど来月の議案でそういった事例がありますので、その時に説明をさせてもらいます。

9 番 分りました。転用関係のことで、私は仕事上そういうことに携わったりするのでこういうことが起きた場合どんなになっていう話が人からあって、私の場合はそういうことは一切なかったからわからんけども。すいません。

議 長 はい、というようなことで来月出てくるようですので、よろしくお願ひします。他にございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。

— 午後2時10分 閉 会 —